

<p>○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 【規則】 (県例規集登載)</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>行政改革推進室</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課(室)</p>	

◎岡山県規則第二十五号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七号中「課室」を「課」に改める。

第十条第一項、第十一条第二項及び第十二条第一項中「行なう」を「行う」に改める。

別表第一(1)3の項14中「及び特別休暇」を「、特別休暇及び介護休暇」に改め、同表8の項5中(13)を(15)とし、(6)から(12)までの並びを「並びに」で繋ぎ直し、同(6)中「合併」を「吸収合併又は新設合併」に、「第49条」を「第50条第3項、第54条の6第2項」に改め、同(5)を同(6)とし、同(6)の次に次のように加える。

(1) 社会福祉充実計画の承認又はその変更若しくは終了の承認 (第55条の2第1項、第55条の3第1項、第55条の4)	関係課長					
	保健福祉課地域福祉・法人指導班長					

別表第一(1)8の項5(4)中「若しくは認定又は届出の受理（第46条）」を「又は認定（第46条第2項）」に改め、同(4)を同(5)とし、同(5)の次に次のように加える。

(2) 一時評議員又は役員の職務を行うべき者の選任（第42条第2項、第45条の6第2項）	関係課長					
	保健福祉課地域福祉・法人指導班長					

<p>(5) 認可外児童福祉施設に対する事業停止命令及び施設閉鎖命令 (第59条第5項)</p>						○	
<p>(6) 認可外児童福祉施設に対する勧告又は命令に係る市町村長への通知 (第59条第7項)</p>						○	県民局長
<p>(7) 認可外児童福祉施設に係る事務の執行等に関する市町村長への協力の要請 (第59条の2の6)</p>						○	県民局長
<p>(8) 助産施設への入所 (第22条)</p>						○	県民局長
<p>(9) 母子生活支援施設への入所 (第23条)</p>						○	県民局長
<p>(10) 児童福祉施設に対する最低基準向上の勧告のうち一般監査に係るもの (児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 (以下この項において「条例」という。) 第3条第1項)</p>						○	県民局長
<p>2 児童 (障害児を除く。以下この項において同じ。) に関する福祉の措置及び保障に関すること。</p>							
<p>(1) 里親の認定及び登録 (第6条の4)</p>						○	
<p>(2) 児童の措置及び措置の解除、停止又は変更 (第27条)</p>						○	児童相談所長

<p>(3) 保護処分決定による児童自立支援施設又は児童養護施設への入所措置 (第27条の2)</p>						<p>○ 児童相談所長</p>	
<p>(4) 家庭裁判所への送致 (第27条の3)</p>						<p>○ 児童相談所長</p>	
<p>(5) 保護者の児童虐待等の場合の措置 (第28条)</p>						<p>○ 児童相談所長</p>	
<p>(6) 立入調査の決定 (第29条)</p>						<p>○ 児童相談所長</p>	
<p>(7) 同居を始め、又はやめた旨の届出の受理 (第30条)</p>						<p>○ 児童相談所長</p>	
<p>(8) 在所期間の延長の決定等 (第31条)</p>						<p>○ 児童相談所長</p>	
<p>(9) 一時保護の決定 (第33条)</p>						<p>○ 児童相談所長</p>	
<p>(10) 民法 (明治29年法律第89号) 第797条の規定による縁組の承諾の許可 (第33条の8第2項ただし書)</p>			<p>○</p>				

(11) 児童の縁組の承諾の許可（第47条第1項ただし書，第2項ただし書）					○ 児童相談所長	
(12) 費用の徴収及び支払命令（第56条）						
ア 助産施設及び母子生活支援施設への入所に係るもの					○ 県民局長	
イ ア以外のもの					○ 児童相談所長	
(13) 児童自立生活援助事業を行う者への委託等（第33条の6）					○ 児童相談所長	
(14) 被措置児童等虐待の状況等の公表（第33条の16）		○				
(15) 心理学的及び精神医学的な診査等の実施（条例第108条）					○ 成徳学校長	
(16) 親権喪失の審判等の請求（第33条の7）					○ 児童相談所長	
(17) 未成年後見人の選任及び解任の請求等（第33条の8，第33条の9）					○ 児童相談所長	
3 福祉司，児童委員等に関すること。						

(1) 児童委員の指揮監督 (第17条第4項)								<input type="radio"/>	県民局長
(2) 児童委員の研修の実施 (第18条の2)	保健福祉課長					<input type="radio"/>			
(3) 里親の家庭を訪問して指導を行う児童福祉司、知的障害者福祉司又は社会福祉主事の指定 (令第30条)								<input type="radio"/>	県民局長 児童相談所長
(4) 児童の遊びを指導する者の認定 (条例第53条)								<input type="radio"/>	県民局長
(5) 児童指導員の認定 (条例第59条)								<input type="radio"/>	県民局長
4 児童福祉についての調査、報告、通知等に関すること。									
(1) 事務処理の状況の調査								<input type="radio"/>	県民局長
(2) 児童の保護についての指示又は報告の徴収 (第30条の2)								<input type="radio"/>	児童相談所長
(3) 同居児童の居住地の変更及び必要事項の通知 (令第33条)								<input type="radio"/>	児童相談所長
(4) 児童福祉施設の長への報告書の送付 (児童福祉法施行規則第								<input type="radio"/>	児童相談

	26条)		所長	
2 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関する事務	1 出頭要求等，立入調査及び再出頭要求等の決定（第8条の2第1項，第3項，第9条第1項，第9条の2第1項） 2 臨検及び捜索の許可の請求（第9条の3第1項） 3 指導を受けることの勧告及び勧告に従わない場合の措置（第11条第3項，第4項） 4 接近禁止命令等（第12条の4第1項） 5 児童福祉司等の意見の聴取（第13条第1項） 6 保護者に対する助言（第13条第2項）	○ ○ ○ ○ ○ ○	児童相談所長 児童相談所長 児童相談所長 児童相談所長 児童相談所長	
3 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に関する事務	1 母子福祉資金貸付金，父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金に関すること。 (1) 資金の貸付けの決定（第13条，第14条，第31条の6，第32条） (2) 貸付金の償還の免除の決定（第15条，第31条の6，第32条，	○ ○	児童相談所長 県民局長	

	<p>貸付金の返還免除に関する条例第3条)</p> <p>(3) 貸付金の償還請求(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下この項において「令」という。)第8条, 第31条の6, 第37条)</p> <p>(4) 貸付金の交付等の停止及び減額(令第11条から第13条まで, 第31条の7, 第38条)</p> <p>(5) 貸付金の一時償還の請求(令第16条, 第31条の7, 第38条)</p> <p>(6) 違約金の減免の決定(令第17条, 第31条の7, 第38条)</p> <p>(7) 償還金の支払猶子の決定(令第19条, 第31条の7, 第38条)</p> <p>(8) (3)及び(5)から(7)までのうち子ども家庭課長が指定する債権に係るもの</p> <p>2 公共的施設内における売店等の設置の可能な場所等に関する母子・父子福祉団体並びに母子家庭及び寡婦に対する広報措置(第25条, 第34条)</p>					<p>○ 県民局長</p>	
<p>4 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の施行に関する事務</p>	<p>1 受給資格及び手当額の認定(第6条)</p> <p>2 手当額の改定及び不正利得の徴収(第8条, 第23条)</p>			<p>○</p>		<p>○ 県民局長</p>	

5 社会福祉法の施行に関する事務	1 第2種社会福祉事業（乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業に限る。）の開始，変更又は廃止の届出の受理（第69条第1項，第2項）								○	県民局長
	6 社会福祉施設職員等退職手当共済法の施行に関する事務	1 共済契約対象施設等への立入検査（第23条）							○	県民局長
		1 入所許可の決定							○	成徳学校長
	7 岡山県立成徳学校条例（昭和41年岡山県条例第16号）の施行に関する事務	2 入所措置変更の具申							○	成徳学校長
		3 手当の不支給及び支払の一時差止め（第14条，第15条）							○	
	4 受給資格の喪失及び未支払額の決定（第16条）								○	
	5 手当額等の決定のため必要な調査，診断及び資料の請求等の措置（第29条，第30条）								○	
6 市の児童扶養手当事務の指導監督								○		
7 町村の児童扶養手当事務の指導監督								○	県民局長	

	<p>3 児童の生活指導の決定</p>		○ 戒徳学校長	
<p>8 ひとり親家庭等医療費公費負担事業に関する事務</p>	<p>1 立入調査及び是正のための措置に関すること。</p>		○ 県民局長	
<p>9 母子家庭等自立支援給付金事業に関する事務</p>	<p>1 対象となる講座の指定及び給付金の支給の決定（取消しを含む。）</p>		○ 県民局長	
<p>10 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業に関する事務</p>	<p>1 対象となる講座の指定及び給付金の支給の決定（取消しを含む。）</p>		○ 県民局長	
<p>11 岡山県補助金等交付規則の施行に関する事務</p>	<p>1 補助金等の交付に係る事案の決定（変更又は取消しを含む。）</p> <p>(1) 岡山県地域福祉対策事業費補助金交付要綱に係るもの（長寿社会課に係るものを除く。）</p> <p>(2) 岡山県ひとり親家庭等医療費公費負担補助金交付要綱に係るもの</p> <p>(3) 岡山県母子家庭等日常生活支援事業費補助金交付要綱に係るもの</p>		○ 県民局長	

	(4) 岡山県ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業費補助金 交付要綱に係るもの							○ 県民局長
	(5) 岡山県休日・病児保育事業費補助金交付要綱に係るもの							○ 県民局長
	(6) 岡山県第3子以降保育料無償化事業補助金交付要綱に係るもの						○	県民局長

別表第三障害福祉課の部2の項1中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(5)までをいずれも繰り上げ、同項4(5)中「あっせん」を「あつせん」に改める。
 別表第三長寿社会課の部11の項1(1)中「子ども未来課」を「子ども家庭課」に改める。
 別表第三組合指導課の部4の項中12を14とし、7から11までをいずれも繰り下げ、6を7とし、同7の次に次のように加える。

8 生産森林組合の組織変更の認可 (第100条の8, 第100条の16, 第100条の22)				○		
---	--	--	--	---	--	--

別表第三組合指導課の部4の項中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 森林組合の森林経営規程の承認又は変更若しくは廃止の承認 (第26条の3)				○		
---	--	--	--	---	--	--

別表第三農産課の部12の項に次のように加える。

2 事業者に対する報告の徴収及び立入検査 (第52条第1項)						○
(1) 知事が必要と認めた事項						

6 災害対策基本法の施行に 関する事務	1 市町村長等の要請による応援等の決定（港湾管理者の権限に属するものに限る。）（第68条）									○	県民局長
	2 災害時における車両の移動等に関すること。（港湾管理者の権限に属するものに限る。）										
	(1) 道路の区間の指定及び公安委員会への通知（第76条の6第1項、災害対策基本法施行令第33条の3第1項）									○	県民局長
	(2) 車両の移動等の命令（第76条の6第1項）									○	県民局長
	(3) 指定道路区間の周知（第76条の6第2項）									○	県民局長
	(4) 車両の移動等（第76条の6第3項）									○	県民局長
	(5) 他人の土地の一時使用又は障害物の処分（第76条の6第4項）									○	県民局長
	3 損失補償の決定（港湾管理者がした処分に係るものに限る。）（第82条第1項）									○	

別表第三港湾課の部9の項1(2)中「意見徴収」を「意見聴取」と改める。

別表第三都市計画課の部4の項10を削る。

別表第三建築指導課の部2の項1(2)中「第3条」を「第3条、第12条」及び「第46条、第47条、第48条、第52条、第53条、第53条の2」を「第46条から第48条まで、第52条から第53条の2まで」に改め、同項5(3)を次のように改める。

<p>(2) 計画及び計画の変更の通知の受理並びに国等との協議 (第20条)</p>						○ 県民局長	
<p>(3) 報告の徴収及び立入検査 (第21条第1項)</p>						○ 県民局長	
<p>4 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関すること。</p>							
<p>(1) 認定, 変更の認定及び認定の取消し (第29条第1項, 第31条第1項, 第34条)</p>						○ 県民局長	
<p>(2) 建築主事への通知 (第30条第3項)</p>						○ 県民局長	
<p>(3) 認定建築主に対する報告の徴収及び改善命令 (第32条, 第33条)</p>						○ 県民局長	
<p>(4) 計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付 (規則第29条)</p>						○ 県民局長	
<p>5 建築物のエネルギー消費性能の認定に関すること。</p>							
<p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定及び認定の取消し (第36条第1項, 第37条)</p>						○ 県民局長	
<p>(2) 基準適合認定建築物に係る報告の徴収及び立入検査 (第38条)</p>						○ 県民局長	

第1項)	6 特定増改築に関すること。	(1) 計画及び計画の変更の届出の受理、指示並びに措置命令（附則第3条第2項から第4項まで）	○	県民局長
		(2) 計画及び計画の変更の通知の受理並びに国等との協議（附則第3条第7項、第8項）	○	県民局長
		(3) 報告の徴収及び立入検査（附則第3条第9項）	○	県民局長

別表第三建築指導課の部20の項を削る。

別表第三内部事務効率化室の部中「内部事務効率化室」を「内部事務課」に改め、同部1の項8及び2の項2中「窓口」を「窓口」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第三医療推進課の部1の項の改正規定は、同月二日から施行する。